

# 群馬県適正化通信 NO. 178(令和5年7月号)

危険運転等に対する苦情が寄せられています！

～プロドライバーとして安全運転の徹底を～

適正化実施機関には一般的なドライバーや同業者の方から多くの苦情が寄せられます。その大半が「煽り運転」や「幅寄せ」、「無理な割込み」などの危険運転行為、運転マナー等に関する内容です。また、最近ではGマーク認定事業所の車両による危険運転行為も増えています。

苦情として寄せられた情報を基に該当事業者に対して事実確認を行いますが、大半は危険運転に対して認識のないドライバーの方が多く、申告情報との食い違いがあります。

過去の適正化通信でも何度となくお伝えしていますが、トラックは車体が大きく、前車や周囲車両との車間距離次第では、圧迫感や恐怖感を与えてしまいます。ドライバー本人は十分な車間距離を取っているつもりでも、普通自動車と同じ感覚でトラックを運転すると車間距離は不十分です。「前に割り込まれるから」などの理由で車間を詰める方もいますが、一歩間違えれば大きな事故に繋がる行為です。ドライバーの方々は、常に荷主企業や会社の看板を背負っていること、プロドライバーとしての運転行為等を周囲の方々に見られていることを決して忘れてはいけません。

次ページ以降に令和4年度の主な苦情内容を掲載しますので、危険運転行為の事例として一人一人がプロとは何なのかを改めて意識し、そのうえで自分自身の運転がプロドライバーとして周りの模範となる運転かどうか考えるための資料として活用してください。ドライバーにはお客様から預かった荷物を安全・確実・迅速に輸送する役割と使命があることを再認識し、常に安全運転を心掛けるようお願いします。

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

**1 妨害運転(交通の危険のおそれ)**

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**（※10類型の違反。下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものとした場合。

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**  
**違反点数 25点** **免許取消し**（欠格期間2年）

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

**2 妨害運転(著しい交通の危険)**

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

**5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**  
**違反点数 35点** **免許取消し**（欠格期間3年）

※前歴や累積点数がある場合には最大10年



【 令和4年度の主な苦情内容 】

受付日	苦情区分	通報内容
R4.4.8	危険運転等	国16号線で幅寄せを受けた。過去に同じ会社の車両に3回ほど同じような行為をされた。トレーラしかナンバーが見えず、毎回同じ運転者かわからないがいい加減にしてほしい。
R4.4.11	危険運転等	右折専用レーンのある交差点で信号待ちをしていたところ、右折レーンに停車したトラックが、信号が変わった直後に割り込んで事故になりました。
R4.4.13	危険運転等	国17号線を走行中、大型トラックに煽り運転をされた。途中まで1車線で通報者は法定速度で走行をしていたが、後ろにいたトラックに常時煽り運転をされ、2車線になった途端、右車線から猛スピードでインカーカーも出さず追越していった。ブレーキランプも切れていた。非常に怖い思いをした。
R4.4.15	危険運転等	申告者が国407号線に左折で進入した際、後方からきたトラックにクラクションを鳴らされ煽られた。その後も信号待ちでナンバーをメモされ、横並びになった際に「コノヤロー、こんなタイミングで出てくるんじゃない！」と怒鳴られた。申告者が国407号線に進入した際には、300m程度は走行車両がない状態であり、十分安全確認したにもかかわらず文句を言われ、ナンバーまで控えられ、非常に怖かったので警察にも通報した。
R4.4.18	危険運転等	トラックが後方から接近し申告者の前に車線変更してきた。その後、ブレーキを頻繁に踏まれ、蛇行までいかないが右に左に煽るように走り去って行った。申告者が会社に対し被害場所とナンバーを伝えたが事務員しかおらず、対応してもらえなかった。 時間をずらして再度連絡したところ、社長と思われる人から「そんな話は聞いていない。知らない。そっちがケンカ腰でくるなら訴訟でも何でもおこせ。」と電話を切られたため、警察署に連絡し対応をお願いした。
R4.4.28	危険運転等	大型トラックが信号手前で黄色車線を横切り右車線から左車線に強引に車線変更し幅寄せされた。危険な行為で交通違反もしているので、厳重に指導してほしい。
R4.6.7	危険運転等	大型トラックに1キロくらい煽り運転をされた。また、赤信号で停止した際に、黄色の車線を横切って前に割り込まれた。危険な運転だったため事業者に電話したが、折り返しの電話もなく対応が悪かった。
R4.6.13	危険運転等	太田市の国354号線から境警察署過ぎまで4t車に煽りを受けた。その他の車両にも隙間に無理矢理割り込み他車を煽っていた。
R4.6.22	危険運転等	高崎環状線においてトラックに後方から異常接近された。時速55キロで車間距離2m位まで煽られる感じで恐怖を感じた。事業者に連絡したところドライブレコーダーは装着しているが記録されていないとの事だった。危険な運転行為なので指導してもらいたい。
R4.7.14	危険運転等	深谷バイパス下り線の上武国道に入る手前付近で、追越し車線を80キロ以上の速度で、前車と車間距離をとらずに煽る感じで走っていた。危険な運転で事故が起きると大変なので指導してほしい。

受付日	苦情区分	通報内容
R4.7.29	危険運転等	国296号線の団地付近を走行中、2車線から1車線に車線が減少する辺りで左から強引な追い越しと同時に幅寄せをしながら強引に割り込みされた。危なかったのでクラクションを鳴らしたところ、前方で蛇行や停車等を繰り返しながら走行された。時間帯も通勤ラッシュの時間帯で、国道を塞いでいるのと同じ状況で、後方には渋滞ができ他車にも迷惑をかけていた。危険であると同時に、公共の迷惑である。
R4.8.9	危険運転等	国50号線を走行中、後方からきたトラックが幅寄せしながら割り込もうとしてきた。申告者も急いでおりトラックを入れずにいたら、トラックが後ろに入った後にクラクションを鳴らしたり、「殺すぞ」などの暴言を吐かれた。その後、トラックを先に行かせ、近くのコンビニに入って話したが、ドライバーからの謝罪はなく、なおも暴言を吐かれた。申告者は、警察にも通報したが、緑ナンバーにも拘わらず危険運転、暴言などの行為は許せない。
R4.8.10	危険運転等	前方で停止していたトラックが急に後退を始めた。通報者の後方にも車がいて、回避ができない状態であったためクラクションを鳴らしたところ、トラック運転手が降りてきて罵声を浴びた。その後も、中指を立てながら追跡されたため、近くの警察署へ駆け込み、ドライブレコーダーの映像とともに通報を行った。後続車がいる中での後退は危険な運転であり、罵声まで浴びせられたので事業者に注意してほしい。
R4.9.8	危険運転等	国254号線を走行中、トラックが危険な車線変更をしてきた。運転席は完全にカーテンを閉めて走行し、サイドミラーを含めて、とても周りを確認できる状況ではなかった。走行中にカーテンを閉めたままにすることは非常に危険な行為で安全確認ができるはずがない。
R4.9.14	危険運転等	片側2車線の左車線を軽トラで走行中、4t車が右側車線からウインカーも出さず前方に幅寄せしてきた。クラクションを鳴らしたが軽トラの右前方に衝突しそうでヒヤリとした。
R4.9.27	危険運転等	国354号を申告者の大型トラックが片側2車線道路の左車線を走行中、右車線から4t車が車線変更とウインカーが同時のタイミングで前方に急に割り込んで来た。申告者は急ブレーキを踏んで衝突したが、車間距離は1m程度で相手車両は相当スピードが出ていた。ドライブレコーダー映像もあるのでネットで拡散することも考えている。
R4.10.11	危険運転等	国7号線を走行中、新潟県北区の濁川インター付近で申告者の前に大型トレーラが進入しようとした。双方車両の速度差があり、申告者が危険と判断してパッシングしたところ、大型トレーラは煽り運転と勘違いしたのか、減速して申告車両の前に進入、思い切りブレーキを踏んだりと煽り運転が始まり、その後、接触事故となつた。大型トレーラは接触したにも拘わらず、そのまま走行して逃げようとしたため、申告者が追いかけ停めたものの、ドライバーからは謝罪もなかつた。
R4.11.24	危険運転等	埼玉県内の国122号線を走行中、2車線の道路で走行車線を走行していたトラックがフラついていて非常に危険に見えた。ながら運転か脇見運転等かわからないが、危険な運転だと思う。
R4.11.25	危険運転等	上武国道の片側2車線付近において、4t車がジグザグに走って追越しを繰り返し、車間距離もなかつた。危険な運転なので指導してほしい。

受付日	苦情区分	通報内容
R4.12.22	危険運転等	2tロングのトラックがピッタリくっついてきて危なかった。法定速度で走っていたが、片側一車線の道路で物凄い勢いで追い抜かれ、その後も物凄い速度で走り去って行った。同業者として恥ずかしい。営業ナンバー、会社の看板背負って仕事をしているのに自己中過ぎる。トラックの事故等他のドライバーにも迷惑になるので改善してほしいです。
R5.1.11	危険運転等	大型トラックが国122号線、埼玉県羽生市付近にて、狭い車間距離で無理やり割り込み運転を行い、後ろの乗用車が急ブレーキをかけていた。その後も、車間は詰まつたままで荒い運転を継続し、事故の危険にさらされた。重大事故を起こすと、本人だけではなく周りにも迷惑がかかるということを全く自覚していないのではないか。もっと、緑ナンバーのトラックを運転している自覚を持たせるよう、指導教育をしっかりとしてほしい。群馬の他のトラック運転者は、一時停止をしっかりと止まり、安全運転の方が多いと感じていただけに非常に残念です。
R5.1.27	危険運転等	北九州市にある国道4号線でトレーラに幅寄せや、急ブレーキ等の煽り運転をされた。申告者もカッとなり煽り返してしまった。トレーラは、かなりの距離で蛇行運転も行っており、大変危険な運転であった為、お互い様ではあるが、注意をして欲しい。
R5.1.31	危険運転等	滋賀県の護岸道路を走行中、後続車のトラックから煽り運転を受け、その後、追越禁止エリアで追い越された。しかも、申告者は制限速度50キロのところ65キロ程度で走行していたため、トラックのスピードはかなり出ていたはずである。すぐに会社に電話したが管理者からは「本人同士で話してくれ」と言われて対応してもらえなかった。
R5.2.6	危険運転等	国50号線の片側2車線道路において、4t車が急な割込みをしてきた。その後も車間距離がない中、左右に車線変更を繰り返しながら走っており周りの車両がブレーキを踏んでいた。

繰り返しになりますが、上記の大半が「煽り運転」や「割込み運転」行為が大半を占めていて、中には事故に繋がった事案もあります。危険運転行為は重大事故と紙一重です。事故は多額の損害賠償金の発生、事後処理に費やす時間、精神的苦痛など、目に見えない経費が掛かります。

改めて無事故無違反に向け、事故防止に対する指導監督を実施し、周りの模範となるようプロドライバーとしての資質の向上、安全運転の励行について積極的な取組をお願いします。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821